

令和6年度 就学援助制度のご案内



新座市では、経済的な理由により教育の機会が失われないように、
学用品費・修学旅行費・学校給食費などの一部を援助しています。

※所得の審査があります。学校の集金がすべて免除になる制度ではありません。

1 援助対象者について

新座市に住民登録があり、公立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、
令和5年度又は令和6年度に以下のいずれかに該当する方

- 児童扶養手当を受けている方
- 経済的に困りで、申請者と生計同一である
家族全員の令和5年中の合計所得金額が認定基準内である方

【認定となる年間世帯所得額の目安】※あくまで目安です。年齢等により基準額は異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
持家（円）	約185万	約262万	約325万	約395万	約423万
借家（円）	約282万	約359万	約422万	約492万	約520万

※世帯の中に未申告の方がいる場合は審査ができません。無収入の方も含め、必ず世帯全員が
前年度の所得の申告を済ませてから申請してください。

- 生活保護法による要保護者…修学旅行費と医療費が支給対象です。申請は不要です。
- 申請時点で生活保護の停止又は廃止、市民税の非課税又は減免、国民年金法第89条及び
第90条に基づく国民年金の保険料の減免、国民健康保険法第77条に基づく保険料の減
免又は徴収の猶予のいずれかの措置を受けている方…該当する場合は学務課へ御相談ください。

2 提出していただく書類

提出書類	該当する方
申請者名義の通帳やキャッシュカードの写し ※ 銀行名、支店名、口座番号、名義が確認できる部分	申請者は全員必要
契約期間内の賃貸契約書の写し ※ 契約者と家賃の金額が分かるように提出してください。 ※ 確認ができない場合は持家とみなして審査を行います。	借家にお住まいの方 ※ 必須ではありませんが、審査で考 慮されます。 ※ 児童扶養手当での申請の場合は提 出不要です。
最新の児童扶養手当証書の写し	児童扶養手当を受けている方
令和6年度所得証明書 ※ 令和6年1月1日にお住まいの自治体にて取得可能 ※ 世帯員全員分（16歳以上）が必要 ※ 6月28日（金）までに提出してください。	令和6年1月2日以降に 新座市に転入した世帯のみ

3 申請期間（当初認定）

裏面を確認の上、必要書類と併せて申請してください。

令和6年3月1日（金）～令和6年4月30日（火）

※ 5月以降も随時受け付けておりますが、認定になった場合、申請月の分からの支給です。



4 申請方法

新座市 HP の案内に沿って、

電子申請フォームから申請をしてください。

※ 申請の際は、必要書類の画像をご用意ください。

※ 電子申請が困難な場合は学務課まで御相談ください。

【新座市 HP はこちら→】



5 スケジュール

2024年 3月	4月	5月	6月	7月～
申請手続き 原則電子申請で申請します。必要書類は、6月末までに学務課に提出します。	審査期間 教育委員会で所得の審査を行います。 <u>審査期間中も、学校の集金は必ずお支払いください。</u>		結果通知 6月末頃、保護者宛てに結果を通知します。	就学援助 支給 認定後、原則学期末に就学援助が支給されます。

6 支給予定額（年額：令和5年度の例）

【4月認定の場合】費目は一部です。詳細は市 HP で確認してください。

費目	支給金額【小学校】	支給金額【中学校】	備考
学用品費等	1年生：11,630円 2～6年生：13,900円	1年生：22,730円 2，3年生：25,000円	月割りにして学期ごとに支給
校外活動費（宿泊無し）	上限 1,600円	上限 2,310円	実施後、1～2か月後に支給
新入生学用品費	1年生：54,060円	1年生：63,000円	4月認定のみ対象 ※ <u>入学前に支給を受けた方は入学後の支給はありません。</u>
修学旅行費	6年生：対象経費	3年生：対象経費	実施後1～2か月程度で支給
学校給食費	実費額	実費額	給食を実施した翌月に支給
オンライン学習費	実施学年：6,000円	実施学年：6,000円	月割りにして学期ごとに支給
林間学校費	対象経費	対象経費	実施後、1～2か月程度で支給

※ 支給先は、保護者指定の口座のほか、学校へ直接支払う場合があります。

※ **就学援助制度は、集金を免除する制度ではありませんので、学校集金は必ずお支払いください**（学校集金の方法、金額については各学校へお問い合わせください。）。



【問合せ】〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

新座市教育委員会学務課 就学援助担当 電話 048-477-6869(直通)